

「NHKインターネット実施基準の変更の認可申請に対する総務省の考え方」に対する意見

該当箇所	意見
<p>IV 結論</p> <p>以上の審査結果に基づき、本件認可申請について、次の事項が適切に履行されることを前提（条件）として、これを認可することが適当であると考え</p> <p>る。</p> <p>① ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、利用者保護の観点から、提供対象地域や提供期間その他のサービス内容について事前に利用者に対して周知するとともに、当該サービスの終了の際に事前に適切な情報提供を行うこと。また、当該サービスを利用できない者に対しては、協会が提供する既存サービスの取組に関する周知を行うとともに、利用者からの意見・苦情等に対し適切に対応する等の措置を講ずること。</p> <p>② ラジオのメディアとしての有効性等について他の放送事業者と行う周知活動の一環として国内ラジオ放送の提供を実施する場合において、協会の当該提供の成果についての分析を行うとともに、その結果について適切に公表を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none">● 「利用者保護」「成果の分析・公表」を条件に認可するという総務省の考え方に賛成します。● NHKは放送法第81条の「地域放送義務」に鑑み、放送のインターネット同時配信において地域制御を行うことの意義を十分に検討すべきだと考えます。● 今般、2号受信料財源業務等の一部を委託等で外部事業者に担わせるうえで、例外的な場合がありますが、外部事業者の配信基盤のルールに従い、当該提供の対象地域を一部地域とすることは極めて適切な方針であると考えます。